

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から47年12月まで
② 昭和50年4月から同年12月まで

私は、昭和43年3月に挙式し、A市に転居後しばらくしてから同市役所で国民年金の氏名及び住所変更手続を行った。そのときに、数か月分の国民年金保険料をまとめて納付するための納付書をもらい、金融機関で納付したと思う。その後の保険料は、送付されてくる納付書により金融機関で納付していた。また、45年5月にB町に転居したときは同町役場で、46年1月にC市に転居したときには同市役所でそれぞれ住所変更手続を行い、保険料は、B町、C市でも、送付されてくる納付書により金融機関で納付していた。申立期間①については、A市、B町及びC市で、申立期間②については、同市で保険料を納付したはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間において、国民年金保険料の未納は無い上、申立期間②は9か月と短期間である。

また、申立人は、申立期間②の保険料は、C市から送付されてきた納付書で金融機関に納付したとしているところ、同市では、昭和49年4月から納付書方式（規則検認）及び金融機関での納付を開始したとしており、保険料を納付書により金融機関で納付したとする申立人の主張と符合する。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳の住所変更後欄によると、昭和45年5月26日にA市からC市に住所変更し、51年5月4日に同台帳が移管されたとされており、同市の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄には、「51.

2.29 A市(45.5.26)」と記載されていることから、申立人の国民年金の住所変更手続は、51年2月頃にA市からC市に変更する手続が行われたものとみられる。この住所変更手続時期を基準とすると、申立人は、申立期間②の保険料を同市で現年度納付することが可能であった。

加えて、C市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人は、申立期間②直後の昭和51年1月から同年3月までの保険料を現年度納付したことが確認できる。このことから、同様に現年度納付が可能であった申立期間②の保険料も、申立人が納付したと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和43年4月から45年4月まではA市で、同年5月から同年12月まではB町で、46年1月から47年12月まではC市で、送付されてきた納付書で保険料を金融機関に納付したとしているところ、i) A市では、45年3月までは、国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、同年4月から納付書方式(規則検認)に変更し、保険料徴収は3か月ごとであったとしていること、ii) B町では、47年3月までは、国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、同年4月から納付書方式に変更して、保険料を徴収していたとしていること、iii) C市では、49年3月までは、国民年金手帳を用いた印紙検認方式を採っており、同年4月から納付書方式に変更、及び金融機関での納付を開始したとしていることから、申立人が保険料を納付したとする時期は、A市、B町及びC市のいずれにおいても国民年金手帳を用いた印紙検認方式で保険料を徴収していたものとみられ、申立人が主張する納付方法とは相違する。

また、前述のとおり、申立人の国民年金被保険者台帳の住所変更後欄及びC市の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄によると、申立人の国民年金の住所変更手続は、昭和51年2月頃にA市からC市に変更する手続が行われたものとみられるものの、申立人が申立期間①当時にB町及びC市に住所変更した形跡は見当たらないことから、申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情を見いだせない上、この住所変更手続時期を基準とすると、申立期間①の保険料は時効により納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年4月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年2月から平成2年1月まで
② 平成2年4月から同年7月まで

私は、時期は覚えていないが、国民年金の加入手続を行った。加入後、口座振替を開始(平成4年6月)するまでの国民年金保険料については、母親が送付されてきた納付書で遡って納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②を除く国民年金加入期間において国民年金保険料の未納は無く、申立人の申立期間①及び②の保険料納付を行ったとする母親も昭和37年1月から平成元年4月までの国民年金加入期間において保険料の未納は無いことから、母親の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年2月28日にA市B区に払い出されている。同市の申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、資格取得日はオンライン記録と同様、昭和61年*月*日とされており、同名簿の資格取得事由欄には「モレシヤ 4. 3. 6」と記載されていることから、申立人の国民年金加入手続は、平成4年3月6日に行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間②の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人の納付記録を見ると、申立期間②直前の平成2年2月及び同年3月の保険料、申立期間②直後の同年8月から3年3月までの保険料がそれぞれ過年度納付されていることが確認できることから、同様に過年度納付が可能であった申立期間②の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、前述のとお

り、保険料の納付意識が高かった母親が申立期間②の保険料を過年度納付したと考えると不自然ではない。

一方、申立期間①は、前述の加入手続時期を基準とすると、時効により保険料を納付することができない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年4月から同年7月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、申立期間当時、専門学校に通っており学生は国民年金保険料を払わなくていいと思っていたが、請求書が送付されてきたので、母親がA市B区役所か金融機関で20万円ぐらいの保険料を一括納付したはずだ。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は24か月と比較的短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間（第3号被保険者期間を除く。）において国民年金保険料の未納は無い。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の免除記録の申請手続状況から、A市B区において平成3年5月頃に行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って元年4月1日（短大卒業時）とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付することが可能であった。

さらに、申立人及びその母親は、申立期間の保険料は、納付書で遡ってまとめて納付した保険料額は20万円ぐらいであったとしているところ、前述の申立人の加入手続時点で過年度納付可能な期間の保険料を納付するのに必要な金額は、19万6,800円となり、申立人及びその母親が納付したと主張する保険料額と近似していることから、母親が申立期間の保険料をまとめて過年度納付したと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛知厚生年金 事案6369

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年1月まで
申立期間における標準報酬月額が、知らない間に引き下げられているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する24万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年11月1日）より後の同年11月19日付けで、元年12月1日に遡って16万円に引き下げられていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社では、申立期間当時の同僚のうち、31人が申立人と同様に、遡及して標準報酬月額を減額訂正されており、このうち16人は、申立人と同じ平成3年11月19日付けで処理されていることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正処理について、申立期間当時のA社の事業主は、当時のことは分からないと回答しており、申立人と同様に標準報酬月額が引き下げられている複数の同僚は、申立期間において給与が下がったことは無かったと証言している。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円とすることが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和48年10月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和36年3月20日にB社に入社し、途中、同社の関連会社であるA社に出向した後、B社に平成14年6月末日まで勤務したが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。B社及びA社において継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事記録、社内経歴及び辞令により、申立人が申立期間において同社に継続して勤務（昭和48年10月1日に同社からB社に異動。）していたことが認められる。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、事業主が申立人の資格喪失日を昭和48年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日に訂正していることが確認できる。

さらに、社会保険事務所が事業所からの届出書類を訂正する場合は、一般的に、その事業所に対して訂正に係る事実を確認するものとされているが、当該確認通知書には、社会保険事務所から当該訂正に係る事実の確認がなされた形跡は見当たらない。加えて、社会保険事務所が事業所に申立人の異動日を確認したとすると、事業所は人事記録に基づき、昭和48年10月1日が申立人の異動日である旨回答したものと考えられることから、申立人に係る社

会保険事務所の書類管理は不適切であったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、昭和48年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る厚生年金保険被保険者原票の昭和48年8月の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

愛知厚生年金 事案6371

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成10年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社及びその関連会社のB社に継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された在籍証明書及び同社の回答により、申立人は、同社及び関連会社のB社に継続して勤務し（A社からB社に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間を含めて平成10年3月13日からB社の被保険者であった旨記録されているところ、A社は、「雇用保険の記録と社会保険の記録が相違している理由は明らかでないが、申立人の厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白が生じているのは、当社が平成10年3月31日の異動日をそのまま誤って資格喪失日としたため。」と回答していることから、申立期間については、同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成10年2月のオンライン記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務

所（当時）に誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和45年9月1日）及び資格取得日（47年1月21日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を45年9月から46年7月までは4万5,000円、同年8月から同年12月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年9月1日から47年1月21日まで

私は、昭和44年2月3日にA社に入社し、平成21年1月16日に退職するまで途中退社、異動、休職等もなく、継続して勤務していた。

しかし、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっていることが分かった。

保険料控除が証明できる資料は無いが、A社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、健康保険厚生年金保険被保険者原票では、A社において昭和44年2月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、45年9月1日に同資格を喪失後、47年1月21日に同社において再度同資格を取得しており、45年9月1日から47年1月21日までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚は、申立人が申立期間において同社に継続して勤務しており、雇用形態や職種に変更は無かったと証言している。

また、当該複数の同僚は、当時のA社では、従業員は全て厚生年金保険被

保険者資格を取得し、厚生年金保険料を控除されていたと証言しているところ、オンライン記録により、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和45年8月及び47年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録及び同僚の記録から、45年9月から46年7月までは4万5,000円、同年8月から同年12月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、これを確認できないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案6373

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年5月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月18日から同年6月1日まで

私は、昭和48年4月2日から平成10年12月31日まで継続してA社に勤務していた。同社本社から同社B支店に異動した際の申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員台帳、企業年金連合会から提出された資料及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和48年5月18日に同社本社から同社B支店に異動。）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者原票の昭和48年6月の記録から、6万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行った否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年1月1日から41年3月2日まで

私は、出産のために退職したが、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和42年7月13日に支給されたことになっており、申立人の委任を受けて事業主が代理請求した可能性は低いものと考えられる。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前にある2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

さらに、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票及び脱退手当金支給報告書の氏名は旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されているが、申立人は脱退手当金が支給されたことになっている昭和42年7月13日の約3年9か月前の、38年10月*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

愛知厚生年金 事案6375

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月21日から27年4月7日まで
脱退手当金はもらっていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、申立期間より前の被保険者期間についてその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

しかし、未請求となっている期間に係る事業所は、申立人が初めて被保険者となった事業所であり、申立期間に係る事業所の前身となる事業所であると推認でき、申立期間と未請求となっている被保険者期間は、同一番号で管理されていたにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、支給決定された当時の制度では、申立期間当時の年齢が20代であった申立人が脱退手当金を受給するためには、「被保険者期間6か月以上20年未満の女子被保険者が婚姻又は分娩のため資格喪失する。」との支給要件を満たす必要があるが、申立人の婚姻は支給決定日の約2年8か月後の昭和29年12月、出産は30年*月であることが戸籍謄本から確認できることから、支給要件を満たしていなかったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月1日から40年8月1日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらった。申立期間について、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人の脱退手当金は、申立期間より前の被保険者期間についてその計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間は同一の被保険者台帳記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の氏名は、事業所に在職中の昭和39年11月26日に旧姓から新姓に氏名変更されているところ、脱退手当金支給報告書によると、旧姓により請求し、41年6月21日に支給されていることが確認できることから、申立人の意思に基づいて脱退手当金が請求されたとは考え難い。

さらに、申立人の脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と相違(2万3,533円)しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年10月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から51年3月まで

昭和47年9月に会社を退職し独立したので、私がA市B区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は、私が自宅に毎月定期的に来ていた集金人に現金を渡し、領収書を受け取っていた。所持している昭和49年度と50年度の納付書・領収証書は、集金人に保険料を納付した際に渡され、当時は領収印が無いということも含め何も疑わずに受け取ったものである。

また、社会保険事務所（当時）からは、「区役所で遡って取扱可能である昭和51年4月から納めていただいたと思われます。」との回答だったが、取扱不可能とされている昭和51年3月以前の納付書が実際発行されているにもかかわらず、このような矛盾する回答に納得できるはずがない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年9月に会社を退職した（オンライン記録上では、同年8月31日に退職し、同年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している。）ので、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に来ていた集金人に保険料を納付し領収書を受け取っていたとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年11月17日にA市B区において夫婦連番で払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は同年11月頃に初めて加入手続を行い、この際に厚生年金保険被保険者資格の喪失により強制加入対象者となった翌月の47年10月まで遡って国民年金被保険者資格を取得する

処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、集金人に保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの期間及び同年4月から51年3月までの期間の各期間を納付対象期間とする2枚の納付書・領収証書を所持しており、これは集金人に保険料を納付した際に渡されたものであると主張している。申立人が所持する2枚の納付書・領収証書は、その様式及び記載内容から保険料を遡って納付する過年度の納付書・領収証書として役所において作成されたものと認められる。しかし、i) これら2枚の納付書・領収証書にはいずれも領収日付印が押されていないこと、ii) A市では、集金人（国民年金推進員）は過年度保険料を取り扱っていなかったとしており、集金人に保険料を納付した際に当該納付書・領収証書を受け取ったとする申立人の主張とは相違すること、iii) 申立人は、申立期間の保険料納付について、まとめて遡って納付したことは一度も無かったとしているため、過年度納付したとは考え難いことから、申立人が所持している2枚の納付書・領収証書をもって、当該期間の保険料を納付していたとは言い難い。

さらに、申立人は、申立期間の保険料納付は、自宅に毎月来ていた集金人に現金を渡し領収書を受け取っていたとしているが、A市では、申立期間のうち昭和47年10月から50年3月までの保険料の徴収方法は、国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式であり、同年4月からは納付書方式を採っていたとしている上、集金人は3か月ごとに保険料を徴収していたとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付方法に係る記憶とは相違する。

加えて、A市の国民年金被保険者名簿及び国民年金情報検索システムにおいても、申立人の申立期間の保険料は未納とされている上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が納得できないとする社会保険事務所からの回答については、昭和51年11月頃に申立人の加入手続が行われた場合、同じ昭和51年度である同年4月からの保険料は現年度保険料となり、A市が集金などの方法により遡って徴収することが可能であったものの、同年3月以前の保険料については過年度保険料となり国庫金として扱われ、指定する金融機関及び社会保険事務所でしか納付することはできないことから、不自然な点は見受けられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 6 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 6 月から 61 年 3 月まで

会社を退職した後は、両親が経営していた店で働いていた。20 歳になり、父親から年金は大切だからきちんと納付しておくように言われたので、私が送付されてきた納付書で国民年金保険料を納付していた。国民年金の加入手続については詳しく覚えておらず、私か父親が行ったと思うが、保険料は間違いなく私が金融機関の窓口で納付しているのに、昨年、区役所の職員から、現在納付済みとされている昭和 61 年 4 月からは口座振替により納付されていると言われた。口座振替により納付する前の現金で納付した分の記録が抜けてしまっているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続については、20 歳（昭和 55 年*月）になったときに申立人自身か父親が行ったと思うが詳しく覚えていないとしている上、父親は既に亡くなっていることから、申立期間に係る国民年金の加入手続状況の詳細は不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 61 年 5 月 7 日に払い出されており、これ以外に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に初めて国民年金の加入手続が行われ、申立人が 20 歳となった 55 年*月まで遡って被保険者資格を取得する処理が行われたものとみられる。このことから、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったこととなり、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、前述の加入手続が行われた時点を基準とすると、申立期間のうち、

昭和55年6月から59年3月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年4月から61年3月までの期間の保険料については過年度納付することが可能であったものの、A市の国民年金情報検索システムにおいても当該期間を含む申立期間の保険料は未納とされているほか、過年度納付されていた形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、「昨年、区役所の職員から、現在納付済みとされている昭和61年4月からは口座振替により納付されていると言われたが、口座振替により納付する前は金融機関の窓口で保険料を納付している。現金で納付した分の記録が抜けてしまっているのはおかしい。」と述べている。しかし、A市の国民年金口座振替対象者一覧表によると、申立人名義の預金口座から口座振替により申立人の保険料納付が開始されたのは、平成2年12月（国民年金口座振替受付年月日は、同年10月26日。）からであることが確認でき、申立人が区役所職員から聞いたとする説明内容とは相違していることから、申立人は、昭和61年4月から平成2年11月までの期間の保険料を金融機関の窓口で納付していたものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から5年4月まで

20歳になった平成2年*月にA町役場で国民年金の加入手続を行い、郵便局で毎月1万円前後の保険料を納付した。私が保険料を納付できなかったときには、母親に依頼して納付してきてもらったので、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成2年*月にA町役場で国民年金の加入手続を行い、郵便局で毎月1万円前後の保険料を納付したとしている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年5月に払い出されていることから、申立人の国民年金加入手続が行われたのはこの頃であると考えられ、この手続の際に、被保険者資格の取得日を申立人が20歳に到達した2年*月*日に遡って取得する処理が行われたものとみられる。このため、申立期間当時は国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、上記加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、平成5年4月を除く2年6月から5年3月までの保険料については、納付期限から2年の時効が既に成立していたことから、過年度保険料として遡って納付することもできなかったと考えられる。

さらに、平成5年4月の保険料については、この月と同様に加入手続が行われたとみられる時点において時効成立前であり、過年度納付することが可能であったその直後の同年5月から7年3月までの23か月間の保険料が納付されていることが確認できるものの、これら23か月間の保険料は同年6月27日に一括して納付されており、この納付日においては、5年4月の保険料は時効が

成立していたことを踏まえると、同年4月の保険料を遡って納付していたと推認することまではできない。

加えて、A町の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が納付されていた形跡は見当たらない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年10月から63年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月から63年9月まで

私は学生だった昭和57年*月に20歳になり、母親から掛金が安いからと国民年金の加入を勧められ、母親が私の加入手続きを行い、A銀行B支店の私名義の普通預金口座から口座振替で申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間について未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続き及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする母親は死亡（平成19年）していることから、申立期間の加入手続き及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年6月（進達日同年11月）にC市D区において夫婦連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、その手続きの際に資格取得日を遡って20歳到達時である昭和57年*月*日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは同市の国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人の国民年金手帳記号番号払出時期（平成2年11月頃）を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立人は、母親が申立期間の保険料を申立人名義の口座振替で納付したとしているところ、C市の国民年金口座振替対象者一覧表（除去分）を見ると、申立人名義の口座振替は平成2年11月7日受付で3年1月から同年9月までの記録はあるが、申立期間に係る記録は無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び39年4月から43年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年4月から43年3月まで

婚姻後、A市B区の自宅に役場の職員が来て、年金制度の説明を受けて、夫婦2人の国民年金の加入手続を行い、その後職員が年金手帳を自宅に持ってきてくれた。同区に住んでいるときは、1人100円の保険料を私が私自身と夫の2人分か当時同居していた夫の両親の分を合わせて4人分を毎月集金人に納付し、年金手帳に検認印を押してもらっていた。夫の年金手帳を見ると昭和36年4月から検認印が押してあり、夫の分だけ払って私自身の分を払わないはずがない。C村に引っ越してからは、口座振替により納付した。同村での保険料月額は分からないが、夫の給料が出ると農協に残高不足にならないよう入金していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、婚姻後、夫婦一緒に加入手続を行い、A市B区在住の時は1人100円の国民年金保険料を夫婦2人分か夫の両親の分を合わせて4人分を毎月集金人に納付し、C村に転居（公簿上、昭和40年1月13日）後は、夫婦2人の保険料を口座振替により納付していたとしているところ、i) 申立人が同区で一緒に保険料を納付していたかもしれないとする夫の両親は36年当時で65歳以上となり、国民年金に加入できなかったものとみられること、ii) 同市では、37年11月から集金人（国民年金推進員）制度が開始され、保険料は3か月ごとの納付であったこと、iii) 夫の1回目の国民年金手帳記号番号は36年11月7日に払い出されており、昭和36年度の保険料が同年11月18日

に一括で納付されていることから、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、申立期間①について、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は2回払い出されており、1回目は、昭和38年11月29日にA市B区で払い出され、申立人が所持する国民年金手帳が同年10月31日発行とされていることから、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、資格取得日を遡って36年3月31日とする事務処理がなされたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間①のうち同年4月から同年6月までの期間は時効により保険料を納付することができず、同年7月から38年3月までの期間は過年度納付が可能であったものの、前述のとおり、申立人は、集金人に保険料を納付したとしており、同市が集金人制度となったのは37年11月からであり、集金人は過年度保険料の収納を行っていない上、申立人は遡ってまとめて納付したこともないとしていることから、当該期間の保険料を過年度納付したものととは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は、夫婦一緒に昭和43年3月頃に払い出され、資格取得日を夫婦とも41年4月1日とする事務処理が行われたものとみられることから、申立期間②のうち、39年4月から41年3月までの期間は、国民年金に未加入となり保険料を納付することはできない。申立期間②のうち、同年4月から43年3月までの期間は、2回目の国民年金手帳記号番号払出時期を基準とすると、現年度及び過年度納付が可能であったものの、申立人は、自身及び夫の保険料を一緒に農協の口座振替で納付していたとしているところ、納付方法を口座振替とする場合、納付期限前で口座振替可能な期間から保険料を納付することとなるため、当該期間の大半は既に納付期限を経過しており口座振替できなかったものと考えられる上、申立人は、時々農協に入金するだけで、農協の支店名、口座振替開始時期、保険料額等は覚えていないとしていることから、保険料納付状況の詳細は不明である。オンライン記録を見ると、一緒に納付したとする夫も当該期間(厚生年金保険被保険者期間は除く。)の保険料は未納とされており、申立人は遡ってまとめて納付したこともないとしていることから、申立人が申立期間②の保険料を納付したものととは考え難い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から12年3月まで

私は、平成10年*月に20歳を迎えたとき、A町役場で国民年金の加入手続を行った。当時は、学生で国民年金保険料を納付できなかったため、免除の手続を行った。就職し納付できるようになったので申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の国民年金保険料領収済額通知書には、収納年月日が14年12月16日とされており、領収書があるにもかかわらず、申請免除のままとされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年度及び11年度は全額免除期間、12年度は学生納付特例期間とされていたが、申立人が所持している国民年金保険料領収済額通知書によれば、10年度及び11年度は全額免除期間の保険料をまとめて平成14年12月16日に追納したことが確認できる。しかし、16年度までは追納する場合、制度上学生納付特例期間を優先して追納し、年度の古い順に全額免除期間の保険料を追納することとされていたため、オンライン記録によれば、15年1月16日に11年度は全額免除期間の保険料16万5,960円を12年度の学生納付特例期間の保険料15万9,600円に充当処理し、差額の6,360円が15年1月20日に還付決議され、申立人（代理人）宛て送金されたこと、及び同年4月15日に16年3月31日を納付期限として申立期間の保険料12万9,510円の納付書が送付されていることが確認できるものの、申立期間の保険料が追納された形跡が見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を追納したとは考え難い。

また、申立人は、聴取の過程で当初平成12年度の保険料を、月々自分の預金口座から口座振替により追納したとしていたところ、後日自分で納付書によ

り1年分まとめて金融機関で納付したとして納付方法について変更しているが、納付時期、納付場所（金融機関名）及び納付金額の記憶は無い。当該年度の保険料は平成12年5月23日に学生納付特例の申請が行われ、同年7月31日に同年4月から13年3月まで学生納付特例期間として承認されていることから、当該期間の保険料が納付された場合には保険料は還付されることとなるが、この期間の還付記録は無く、承認後に当該期間の追納申込みが行われたのは14年10月9日（10年度及び11年度も同日。）とされているものの、前述のとおり11年度として追納された保険料が12年度の保険料として充当納付処理されている。

さらに、申立人は、申立期間に係る「国民年金保険料追納のご案内」（発行年月日は不明。）を所持しており、「追納保険料額年度別内訳」の平成11年度の年度内合計額欄には14万3,550円とされている。この金額は同年度の保険料9か月分を20年度中に納付すべき金額であることから、同年度中に送付されたものと考えられ、この案内が送付された時点では申立期間は未納であったと考えられる。

加えて、この時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっていると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年2月から49年3月まで

私は、住み込みで働いていた店に来たA市B区役所の職員に国民年金の加入を勧められ、昭和48年4月頃に勤務先の店で国民年金の加入手続を行った。申立期間のうち、加入手続以前の保険料を納付しないと年金を受け取ることができないと言われたので、夏と冬のボーナスが支給された時期に集金に来た同職員に半年分ずつ現金で納付した。納付を証明するものは無いが申立期間の保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続後、集金に来たA市B区役所の職員に、申立期間のうち、加入手続以前の国民年金保険料を夏と冬に半年分ずつ現金で納付したとしているが、同市では過年度保険料の収納を取り扱っていなかったとしている上、申立期間の保険料の納付対象期間、納付金額等について覚えていないとしていることから、申立期間の保険料納付状況の記憶は曖昧である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年10月22日にA市B区において払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、その頃に初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その手続の際に資格取得日を遡って46年*月*日(20歳到達日)とする事務処理が行われたものとみられる。このため、申立人の国民年金手帳記号番号払出日を基準とすると、申立期間は時効により保険料を納付することはできない。

さらに、国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の納付記録において、申立期間直後の昭和49年度及び50年度の保険料が遡って納付済み

とされていることが確認できるものの、申立期間の保険料が納付されたことを示す記録は無い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月

私は、申立期間の保険料をA市に住んでいたときに納付した。日本年金機構の回答では、申立期間の保険料は既に還付済みとのことだが、その証拠は一切無く、私も保険料が還付された記憶は無い。私が申立期間の保険料を納付したことは領収書のとおり明白であるので、申立期間について、国民年金加入期間として納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳の昭和48年度国民年金印紙検認記録欄を見ると、申立人が主張するとおり、申立期間を含む昭和48年4月から同年12月までの国民年金保険料(4,950円)を同年5月30日に納付したとする国民年金保険料領収書が貼付されていることが確認できる。

しかし、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和41年5月1日に国民年金被保険者資格取得年月日を36年*月*日(20歳到達時)として払い出されており、その後、48年12月6日に被保険者資格を喪失し、再び被保険者資格を取得したのは、54年4月20日(任意加入被保険者)とされている。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも一致しており、申立人が申立期間に国民年金に加入していたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

また、申立人は、A市で申立期間の国民年金保険料を納付した後、B市に住所を変更し、昭和48年12月から53年7月までは国外に居住していたところ、同市の申立人の国民年金被保険者名簿には、48年12月6日に国外へ転出したことにより、同年12月6日に被保険者資格を喪失したことが記載されている上、日本人出入国記録においても、申立人が同年12月6日に出

国、51年7月16日に帰国、同年8月28日に出国、53年7月5日に帰国したことが確認できる。国民年金法によると、在外邦人は、61年3月以前は国民年金の適用除外とされており、制度上、申立期間を国民年金加入期間とすることはできなかったことから、48年12月6日を資格喪失日とする事務処理が行われたものと推認される。

さらに、申立人の国民年金被保険者台帳の備考欄には、「還付 48. 12 550円 (54. 6. 15)」と記載されている。このことは、申立人が帰国後の昭和53年9月から55年3月まで居住していた、C町の申立人の国民年金被保険者名簿の「保険料の還付」欄に、「還付年月日 54. 6. 15 期間 48. 12 550円」と記載されていることとも一致しており、これら記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立期間の保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から平成2年3月まで

私が20歳(昭和60年*月)になった頃、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする母親は、A市B区から申立人に係る納付書が送付されてきて、同納付書により保険料を毎月納付した記憶はあるものの、申立人の加入手続を行った記憶は無く、毎月納付したとする納付金額についても覚えていないとしていることから、申立人に係る加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、平成2年8月頃に行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って昭和60年*月*日(20歳到達時)とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられ、母親は、申立人の保険料を納付することはできなかった上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち、同年8月から63年6月までの保険料は時効により納付することができず、同年7月から平成2年3月までの保険料は過年度納付が可能であったものの、申立人及びその母親は、当該期間の保険料を遡って納付したことはないとしている。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見

当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から51年3月まで

私は、友人から国民年金の加入を勧められ、時期はよく覚えていないが、A市B区役所で国民年金の加入手続を行った。加入後の国民年金保険料の納付は、毎月、郵便局で納付書により納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、友人に国民年金の加入を勧められ、A市B区役所で国民年金加入手続をしたとしているところ、加入手続時期については覚えていないとしていることから、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、毎月、郵便局で納付書により納付していたとしているところ、A市では、昭和50年3月までの保険料徴収は、3か月ごとに集金人（国民年金推進員）が国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式で、納付書方式（規則検認）は同年4月からであり、この納付書の発行は3か月ごとであったとしていることから、申立人の保険料納付方法に係る記憶とは相違する。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、昭和51年11月及び同年12月の間にA市B区役所で行われ、この加入手続において、資格取得日を遡って46年*月*日（20歳到達時）とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であったものとみられる上、この加入手続時期を基準とすると、申立期間のうち同年9月から49年9月までの期間の保険料は時効により

納付することはできず、同年10月から51年3月までの期間は過年度納付が可能であったものの、申立人は、保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしている。

加えて、オンライン記録及びC町の申立人の国民年金納付記録共に申立期間は未納とされており、これらの記録に齟齬^{そご}は無く、不自然な点は見受けられない。

このほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6377

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和59年2月から同年5月末までA社B支店で勤務した。

しかし、年金記録を確認したところ、A社B支店における厚生年金保険の被保険者資格喪失日が昭和59年5月31日となっていることが分かった。

昭和59年5月末日まで勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日は、同社から昭和59年5月31日として社会保険事務所（当時）に届け出られていることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の資料は、厚生年金保険の資格取得及び喪失確認通知書しか保管しておらず、保険料の控除等を確認できる資料は残っていない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A社B支店を昭和59年5月30日に離職しており、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致していることが確認できる。

加えて、オンライン記録によると、申立人とほぼ同時期にA社を退職している同僚の中には、申立人と同様に資格喪失日を月初日とされていない者が散見されることから、申立期間当時の同社では、従業員の資格喪失に関して退職実態に即した取扱いがなされていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6378

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年11月1日から33年3月12日まで
② 昭和33年3月12日から同年6月1日まで
③ 昭和36年5月10日から37年11月9日まで

申立期間①について、私は、A社を辞めた覚えは無く、脱退手当金を受給した記憶も無いので、当該期間について、脱退手当金支給済みとなっている記録を訂正して、年金額に反映される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

申立期間②及び③について、私は、A社を退職、再入社することなく、継続して勤務していた。しかし、申立期間②及び③について厚生年金保険被保険者記録が無い。調査をして当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険番号*から*までの女性で、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年3月12日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する者14人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、9人に支給記録があり、そのうち6人が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、当時は通算年金通則法施行前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間①の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和33年5月15日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間②及び③について、A社は、既に解散しており、当時の事業主は他界していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、同僚が当時のA社の事務手続担当者であったとする者は、高齢のために証言を得ることができなかつた上、申立期間②及び③において同社の厚生年金保険被保険者記録がある同僚からは、申立人の当該期間に係る勤務実態及び同社での継続勤務について証言が得られなかつた。

さらに、オンライン記録によると、申立人が記憶する同僚にも、申立期間③とほぼ同時期にA社の被保険者期間の途中に一部記録の欠落した期間が確認できるが、当該同僚は、照会しても回答が得られないところ、同社の厚生年金保険被保険者期間の途中に一部記録の欠落期間がある別の複数の同僚は、いずれもオンライン記録どおりに一旦退職してから再度入社した旨証言している。

このほか、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6379（事案1652及び4312の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月27日から同年10月1日まで

前回の結果について納得できない。今回新たに提出した写真に創業当時の事業所の様子が写っていること、及び昭和34年度の法人税について、翌昭和35年にA税務署の調査があり、同税務署の署長と交渉し更正決定を受けていることなどから、申立期間においてB社は既に営業を始めており、事業主である私が勤務していたことは間違いない。商業登記と一緒に新規適用事業所の手続を行って厚生年金保険にも加入しており、資金繰りに困ることは無かったので、保険料の未納も無かった。

また、昭和34年6月に工場の機械によって負傷し、破傷風にかかった際に、C病院から血清を取り寄せてもらったはずなので、その記録も調べてほしい。

さらに、平成22年2月にD労働基準監督署の課長に、「労働保険に加入していて社会保険に加入していない事業所は聞いたことが無い。」と証言してもらっている。

以上のことを踏まえた上で、第三者委員会において常識的な判断をして、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、i) B社は、昭和34年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所であったことが確認できないこと、ii) 同社の事業主で、社会保険関係の事務処理の責任者でもあった申立人は、商業登記簿上の同社設立日（同年5月*日）と同日に厚生年金保険の新規適用事業所となる手続を行ったと主張しているものの、事業所別被保険者名簿により、同年11月7日付けで新規適用事業所の手続がされていることが確認できること、iii) ほかに申立人の主張を

裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「商業登記と一緒に厚生年金保険の新規適用事業所の手続を行っており、申立期間の厚生年金保険料は支払っている。工場内には大型ボイラー等があったが、これらを使用する場合は、労働基準監督署の許可を得る必要があり、社会保険にも加入するのが常識なので、当然、申立期間において社会保険にも加入している。」と主張するものの、i) 申立人からは、新たな資料等の提出が無かったこと、ii) 事業所別被保険者名簿により確認できるB社が新規適用事業所となる手続に係る社会保険事務所(当時)の事務処理に不自然な点はうかがえないこと、iii) 労働基準監督署に照会した結果、「ボイラー等の使用許可の際に、社会保険への加入は条件となっておらず、社会保険に加入していないことをもって、ボイラー等の使用を許可しないことは無い。」との回答が得られたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年9月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が再度行われている。

これに対し、申立人は、「今回新たに提出した写真、昭和35年の法人税に係るA税務署の調査、34年6月に破傷風にかかった際のC病院における血清を送付した記録、及びD労働基準監督署の課長に、『労働保険に加入していて社会保険に加入していない事業所は聞いたことが無い。』と証言してもらった内容について再度調査して、第三者委員会において常識的な判断をしてほしい。」と主張して再度申し立てしているところ、当該写真には、昭和34年9月のカレンダーと共に当時の事業所の様子が写っていることから、少なくとも同年9月頃には、B社は既に営業を開始しており、申立人が事業主として同社に勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人が法人税の更正決定を受けたとするA税務署は、「更正決定をする際に、厚生年金保険の適用事業所であること及び厚生年金保険料の納付状況について積極的に調査することは無い。また、昭和35年当時の調査資料は保存しておらず、当時の状況については不明。」と回答している。

また、C病院は、「申立人についての記録は確認できない。当時の資料は保存しておらず、当時の診療記録や血清を送付した記録も残っていない。」と回答している。

さらに、D労働基準監督署の課長の証言について、同労働基準監督署は、「社会通念上、労働保険に加入していれば、社会保険にも加入しているのが一般的だとは思いますが、労働保険の加入の際に社会保険の加入は条件ではなく、労働基準監督署ではその確認もしていない。」と回答している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6380（事案130及び3913の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年頃から38年頃まで

前回の決定に納得できない。A事業所には、50年も前のことは分からないと言われたが、事業主の親族や同僚が私のことをよく知っているはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る当初の申立てについては、申立期間が昭和34年4月1日から38年12月末頃までとされていたところ、i) A事業所が当時の勤務記録及び厚生年金保険に係る資料を滅失しており、申立人の同事業所における勤務実態等について確認できないこと、ii) 申立人が記憶する同僚のうち一人は、申立人と同様に同事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できないことから、同事業所では一部の従業員について被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成20年7月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る2回目の申立てについては、申立人は、「一緒に働いていた同僚には被保険者記録があるのに、自分に無いのは納得できない。結婚後も勤めていたことを思い出した。」と主張し、申立期間の終期を昭和40年8月末に変更した上、再度申し立てたものの、i) 申立人からは、新たな資料等の提出が無かったこと、ii) 複数の同僚は、自らの入社時期が厚生年金保険の被保険者資格取得日より前である旨証言しており、申立期間当時のA事業所は、入社から一定期間が経過するまで厚生年金保険の被保険者資格を取得させない取扱いをしていたものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が再度行われている。

これに対し、申立人は、「前回の決定に納得できない。事業主の親族や同僚が私のことをよく知っているはずである。」と主張して、申立期間について再度申し立てているが、当該主張のほかに、申立人から新たな資料等の提出は無い。

また、申立人は、昭和33年頃から38年頃までA事業所に勤務していたと主張しているものの、34年7月以降に同事業所において被保険者記録が確認できる同僚のうち、証言が得られた複数の同僚は、いずれも申立人のことを記憶していないと証言している。

さらに、申立人を記憶している同僚で、昭和31年4月から34年7月までA事業所において被保険者記録が確認できる同僚は、「申立人の入社及び退職した時期は覚えていないが、申立人が自分より後で入社し、A事業所に勤務していたことは間違いない。しかし、6年間も勤めてはおらず、申立人の勤務期間は、もっと短かったと思う。」と証言している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6381

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月及び同年4月

私は、A社に勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与明細書を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の昭和57年3月及び同年4月分の給与明細書によると、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことが認められる。

また、昭和57年3月分の給与明細書によると、申立人は、給与から同年3月分の厚生年金保険料（健康保険料及び雇用保険料を加えた合算額で8,974円）を控除されていることが確認できる。

しかし、昭和57年4月分の給与明細書によると、社会保険料の合計欄には「モドン8,974円」と記載され、差引支給額において当該額が加算されていることから、A社は、同年3月分の給与から控除した社会保険料を、同年4月分の給与支給に併せて申立人に返還していることがうかがえる。

また、昭和57年4月分の給与明細書によると、申立人は、給与から同年4月分の厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6382

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月22日から39年12月6日まで
② 昭和40年2月22日から41年4月30日まで
③ 昭和41年9月1日から42年2月21日まで

申立期間の最終事業所を退職後、申立期間に係る脱退手当金を請求したが、受給した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立期間①、②及び③の3事業所名、その所在地などのほか、申立人の住所、氏名が記載され押印されていることが確認できるところ、申立人自身が、「申立期間の最終事業所のA社を退職した後、夫に脱退手当金裁定請求書を記載してもらって、請求手続を行った。」と述べていることから、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたことは明らかである。

また、申立期間の最終事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱1664」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、脱退手当金裁定請求書は、昭和42年5月1日にB社会保険事務所（当時）において受け付けられ、同裁定請求書、同支給決定伺、厚生年金保険被保険者記録（回答）などの書類に「支払 昭42.9.1和 B社会保険事務所」と押印されていることから、同裁定請求書受付日から4か月後の同年9月1日に、隔地払いされていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人は、「受給したかどうかは覚えていない。」と主張しているが、上述のとおり、一連の事務処理に不自然さがうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6383

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月27日から37年8月29日まで
年金事務所から「確認はがき」が届いたので、改めて思い返してみたが脱退手当金を受け取った覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和38年2月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別の事業所の厚生年金保険被保険者期間があるが、当該被保険者期間と申立期間の被保険者期間とは別番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することだけをもって不自然な請求であるとまでは言えない。

愛知厚生年金 事案6384

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月6日から32年10月3日まで
脱退手当金を受給したことになるが、もらった覚えは無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)には、申立期間のA社に係る脱退手当金が支給されたことが記されているとともに、当該脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和33年2月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6385

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月24日から39年1月21日まで

脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者原票で管理されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（昭和39年1月21日）の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性60人（申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を調査したところ、59人に支給記録が確認できる上、その全ての者が資格喪失日から6か月以内に支給決定されていることなどを踏まえると、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和39年3月6日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年3月5日から39年10月24日まで
② 昭和41年8月1日から42年3月26日まで

日本年金機構から「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金支給済みの記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金の請求書類として提出された申立人の脱退手当金裁定請求書と、資格喪失日及び支給決定日が申立人とほぼ同時期の同僚の同裁定請求書が同一人の筆跡であると考えられることから、事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年6月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6387

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月1日から40年5月25日まで
② 昭和40年5月22日から42年6月26日まで

日本年金機構から、「脱退手当金を受け取られたかどうか」の確認はがきをもらい、申立期間について、脱退手当金が支給されたことになっていることを知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、脱退手当金支給済みの記録を訂正し、厚生年金保険の被保険者として、年金額に反映させてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和42年12月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人は、病気療養中のため当時の状況を聴取することができず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6388（事案1876、3191及び4925の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年6月1日から36年7月31日まで
② 昭和38年6月20日から40年12月1日まで

私は、A社退職後の昭和31年10月と、B社退職後の41年5月に脱退手当金を受給したとされているが、請求した記憶も、受給した記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしいとして過去3回、年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年11月5日付け、22年4月7日付け及び同年12月15日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書をもたらした。

その後、A社の脱退手当金はもらっていると言われたことを思い出したが、B社については、脱退手当金裁定請求書にアパート名及び号室に係る表記が無い場合は、配達は大変難しく、差出人に送り返すと聞いているので、同社分について再度調査の上、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、昭和41年3月22日付けで管轄社会保険事務所（当時）の受付印が押されているとともに、同年5月20日付けで当該脱退手当金について隔地払いとする旨の押印があるところ、当該年月日は、オンライン記録の脱退手当金の支給日とも一致している上、申立人は、当該裁定請求書に請求者の住所として記載された場所について、当時の住所地と一致するとしているほか、当該社会保険事務所では、脱退手当金支給決定何を作成して決裁を得るなど適正に裁定手続を行っていることが確認できること、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味す

る「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の同年5月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえなないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年11月5日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、申立期間に係る申立てについては、脱退手当金裁定請求書の住所欄に、アパート名及び号室に係る表記が省略されているため、脱退手当金の支給決定通知書を受け取ることはできなかつたと主張し、再度、申立てを行ったところであるが、これらの主張は、既に、当初の申立てに係る調査において確認がなされ、当委員会の審議において検討されたものであり、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、これについても、既に当委員会の決定に基づき、平成22年4月7日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、その後、前回の申立てと同様に、裁定請求書に記載された住所には、アパート名及び号室の表記が無いので、脱退手当金の支給決定通知書は届かないはずであるとの主張を繰り返し、再度、申立てを行ったところであるが、当該主張については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、当委員会の決定に基づき、平成22年12月15日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、今回、申立人は、前回までの申立てにおいて主張していた昭和31年10月に支給されたとする脱退手当金については、思い出したので、今回は申し立てないとしているものの、申立期間に係る脱退手当金については、裁定請求書に記載された住所にアパート名及び号室の表記が無いので、脱退手当金の支給決定通知書は届かないはずであると、再度、強く主張しているが、当該主張については、既に当委員会において、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない旨の判断がなされている。

このほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月1日から45年10月1日まで
② 昭和45年10月26日から46年1月1日まで
③ 昭和46年3月1日から同年5月2日まで

日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立期間に係る厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受給したことになっているのを知ったが、受給した記憶は無いので脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間③に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約2年8か月後の昭和49年1月7日に旧姓から新姓に氏名変更されているとともに、厚生年金保険被保険者記号番号は、同日に重複取消されており、申立期間の脱退手当金は同年2月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更及び重複取消が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間③に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示及び昭和49年1月14日の日付が記されている上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6390

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月1日から47年4月9日まで

私は、脱退手当金をもらった記憶は無かったので、日本年金機構から届いた確認はがきを見て、申立てをした。脱退手当金支給済みの記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、当時申立人が住んでいた住所地（夫の住所地）に夫の氏名が記載されている上、脱退手当金支給裁定伺には、申立人の住所地の郵便局に隔地払いされたこと、申立人が勤務していた事業所名及び勤務期間が記されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月半後の昭和47年8月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6391

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月1日から37年2月28日まで
私はA事業所退職後に脱退手当金を受給した記録となっているが、当時そのような制度があることすら知らなかったし、受給した記憶も全く無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月半後の昭和37年8月15日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁に回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6392（事案845の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年12月1日から25年7月11日まで
② 昭和25年9月1日から同年10月25日まで
③ 昭和26年11月4日から28年1月11日まで
④ 昭和28年2月5日から同年2月25日まで
⑤ 昭和28年4月2日から30年4月8日まで

年金の裁定手続をした時に、脱退手当金を受給している期間があることを知った。私は、脱退手当金を受給していないので、年金記録確認の申立てをしたところ、平成21年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、新たな証拠等はないが前回の結論に納得できない上、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立期間⑤に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から18日後の昭和30年4月26日に支給決定されているほか、厚生年金保険被保険者台帳に給付記録が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 申立人と同時期に退職し、脱退手当金の支給記録が存する女性が、「会社が脱退手当金の手続を全てしてくれた。」と証言していること、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないこと等から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年1月21日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料等はないが、私は絶対に受け取って

ない。」として、再度申立てを行っているが、当該主張のみでは、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の脱退手当金の支給日当時は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給できなかったこと、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には給付記録が記されていること、申立期間⑤に係る資格喪失日から18日後に支給決定されていることなどから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

このほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6393

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年4月5日から36年10月30日まで

申立てに係る事業所を退職する時、脱退手当金を受け取った記憶は無い。脱退手当金の受給記録を取り消して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年10月30日の前後2年以内に資格喪失した者33人のうち、受給資格者16人の脱退手当金の支給記録を調査したところ、10人について支給記録が確認でき、そのうち8人が資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があるものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6394

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月2日から39年10月25日まで

結婚のため会社を退職したが、退職する時に会社から何も説明を受けた記憶は無く、脱退手当金は受け取っていない。申立期間について、脱退手当金が支給されたという記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和39年11月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6395

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年5月1日から41年3月6日まで
② 昭和41年3月6日から44年5月29日まで

2、3年前に自分の年金について聞きに行った時、申立期間は脱退手当金が支給されていることを初めて知った。脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年8月1日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6396

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月19日から39年6月1日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した受給資格のある女性12人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録のある7人全員が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性があったものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年7月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6397

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年11月1日から35年6月1日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和35年6月25日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金を受給することはできなかったことから、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6398

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月8日から34年11月14日まで

厚生年金保険の加入期間を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約11か月後の昭和35年10月24日に支給決定されている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案6399

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から36年8月1日まで

私は、昭和36年7月に結婚のため退職した。脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月半後の昭和36年12月13日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月16日から45年6月20日まで
私は、脱退手当金の請求手続をした記憶も無く、受給した記憶も無い。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、社会保険事務所（当時）は、裁定請求書を昭和45年7月10日に受理し、同年7月30日に隔地払いされていることが確認できるところ、当該裁定請求書には、申立人の氏名及び押印が確認できる上、申立期間に係る事業所名及びその所在地が記載されており、記載されている申立人の住所は、申立人が当時住んでいたとする住所と一致していることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、その支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和45年7月30日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年1月23日から34年2月1日まで

私は、申立期間について、脱退手当金を受給した記憶は無いので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和34年2月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす29人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、18人に支給記録が確認でき、このうち15人について資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされている上、複数の同僚は、「会社で脱退手当金の請求手続をしてもらった。」と証言していることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和34年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。